

## 鳥取市街なみ整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市街なみ整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、街なみの景観の整備・保存事業を支援することにより、地域の特性を生かした街なみ景観を向上することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街づくり協定 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日付け建設省住整発第27号建設省住宅局長通達。以下「制度要綱」という。）に基づく街なみ環境整備促進区域内において、土地所有者等が定め、市長の承認を受けた協定をいう。
- (2) 土地所有者等 土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。
- (3) 協定締結者 街づくり協定に同意し、調印している者をいう。
- (4) 協議会 協定締結者等により構成され、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討を行う組織をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、制度要綱に基づき行う別表第2欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる区分に応じ、補助対象事業を行う同表第3欄に掲げる者に対して交付するものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表第1欄に掲げる区分に応じ、同表第4欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額（同表第6欄に定める額を限度とし、1,000円未満はこれを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の別表第1項の区分「整備改善」に係る交付申請は、街なみ整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 補助対象経費内訳書
- (3) 補助対象数量計算書

- (4) 整備改善内容の分かる図面等
- (5) 街づくり協定書第9条に基づく届出用紙の写し
- 2 前項の申請は、工事着手の日から30日前までに行わなければならない。
- 3 別表第2項の区分「協議会活動」に係る交付申請は、規則に規定する様式第1号により行うものとする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（実績報告）

第10条 別表第1項の区分「整備改善」に係る規則第12条の実績報告は、街なみ整備補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 契約書の写し又はこれに準ずる書類
- (2) 領収書の写し又はこれに準ずる書類
- (3) 工事写真（着工前、施工状況、完成）
- (4) 補助対象事業の内容等に変更があった場合は、変更内容の分かる書類
- 2 前項の実績報告は、事業完了後1月以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 3 別表第2項の区分「協議会活動」に係る実績報告は、規則に規定する様式第7号により行うものとする。
- 4 前項の実績報告は、本補助金の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 5 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額

が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（補助金交付の制限等）

第11条 補助金の交付を受けて整備された建築物等の所有者又は使用者は、当該建築物等の保守及び保全に努めるものとする。

2 補助金の交付は、同一敷地内の建築物等の整備に対して1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるほか、本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に編入前の鹿野町鹿野街なみ整備補助金交付要綱（平成8年3月28日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第10条関係）

1 区分	2 補助対象事業	3 補助対象者	4 補助対象経費	5 補助率	6 補助限度額
1 整備改善	街なみ環境整備促進 区域内において、街づくり協定及び街なみ整備景観ガイドライン並びに別添1に定める基準に沿って行う建築物等の新築、増築、改築工事等	協定締結者	次に掲げる経費 (1) 住宅等修景費 住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る工事費のうち、外観にかかる経費 (2) 建築設備等修景費 住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る経費 (3) 外溝修景費 門、塀、生け垣等の整備に要する工事費  ただし、補助対象範囲については別添2によるものとする。	7 / 9	116.6万円
2 協議会活動	街なみ環境整備促進区域内における良好な街なみ形成方策等に係る検討のために行う勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣、その他協議会の活動	協議会	次に掲げる経費 (1) 報償費 講師及び専門家への謝礼金等 (2) 旅費 事業執行に必要な出張等に係る旅費 (3) 需用費 街なみ修景に要する材料費等 (4) 役務費 普及活動のための通信運搬費等 (5) 委託料 調査等に要する委託料 (6) 使用料及び賃借料 会場借上料等	2 / 3	—

別添1

1 整備改善の基準は、次のとおりとする。

項目	基準
全体	切妻平入り屋根の日本建築を基調とした周囲の景観を損なわないものであること。
高さ	軒高は、6.5m以下であること。ただし、3階建の場合は、9m以下であること。
壁面線	壁面線は、極力道路面と合わせ、なるべく両隣り等周囲の建物と合わせていること。 3階の壁面線は、なるべく目立たせないよう2階より後退させていること。
屋根勾配・軒高	屋根勾配・軒高は、なるべく両隣り等周囲の建物と合わせていること。
色彩	原色は避けて、周囲の景観に対し違和感を与えない色彩としていること。

2 整備改善項目別の基準は、次のとおりとする。

項目	基準
屋根	切妻平入り日本瓦葺屋根で、色彩は、赤茶色・黒色・銀黒色を基調とし、各町内の街づくり協定色であること。
外壁	漆喰塗り仕上げ、自然素材（木材・石等）張りであること。ただし、吹付け等和風に配慮されたものについては、この限りでない。
建具	玄関戸、窓、格子等の建具は、木製であること。ただし、木調のサッシ及び黒又は茶色のカラーサッシで和風に配慮されたものについては、この限りでない。
生け垣	道路面より1.4m以上の高さを有し、間口に対して1/2以上植樹されていること。
門・塀	漆喰塗り、自然素材（木材、石、土等）仕上げとし、道路面より1.4m以上の高さを有し、間口に対して1/2以上囲われていること。ただし、吹付け等和風に配慮されたものについては、この限りでない。
設備機器	設備機器（クーラー屋外機、自販機等）を、建物本体に調和した壁・格子等で覆ったものであること。
車庫出入口	建具は、木製であること。ただし、金属製であっても木調及び黒又は茶色で和風に配慮されたものについては、この限りでない。
屋外公告物	材質は、木製とし、周囲の景観に調和したものであること。ただし、金属製であっても和風に配慮されたものについては、この限りでない。

3 前2項に掲げる基準のほか、整備改善の基準の詳細について、別に定めるものとする。

4 前3項に掲げるもののほか、街なみ整備のために配慮されたものであるとして特に市長が認める場合には、補助対象事業とすることができる。

別添2

整備改善の補助対象範囲等

項 目	補助対象範囲及び補助対象経費
屋 根	対象範囲は、屋根全面とし、補助対象経費は、瓦及びその施工費とする。
外 壁	対象範囲は、壁面全面とし、補助対象経費は、外壁仕上げ材及びその施工費とする。
建 具	対象範囲は、壁面全面の開口部とし、補助対象経費は、材料費及びその施工費とする。
生け垣	対象範囲は、道路に面する部分とするが、道路に面しなくても街なみ景観に寄与する部分は対象とし、補助対象経費は、整備に要する工事費とする。
門・塀	対象範囲は、道路に面する部分とするが、道路に面しなくても街なみ景観に寄与する部分は対象とし、補助対象経費は、整備に要する工事費とする。
設備機器	対象範囲は、道路に面する部分とするが、道路に面しなくても街なみ景観に寄与する部分は対象とし、補助対象経費は、整備に要する工事費とする。
車庫出入口	対象範囲は、道路に面する部分とし、補助対象経費は、材料費及びその施工費とする。
屋外公告物	対象範囲は、道路に面する部分とし、補助対象経費は、整備に要する工事費とする。

※修景整備に付随して必要となる工事費は補助対象経費に含まれる。(整備改善に伴う仮設費及び既設撤去、外壁を支えるための小柱、スレート葺きの屋根を瓦葺きの屋根にする場合の重量に耐えうる構造的な補強等)

年 月 日

年度 鳥取市街なみ整備事業補助金交付申請書

鳥取市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 金 名	年度 鳥取市街なみ整備事業補助金（整備改善）
補助金申請額	金 円
補助対象金額	（金 円）
消費税の取り扱い	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
建 物 等 種 別	家屋・倉庫・車庫・門・塀・生け垣・その他（ ）
整 備 内 容	新築・増築・改築・修繕・模様替え
事業実施場所	
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
施 工 業 者 名	
添 付 書 類	◎工事見積書（全体）の写し ◎補助対象金額内訳書 ◎補助対象数量計算書 ◎整備改善内容のわかる図面（A3サイズ）等 配置図・平面図・立面図・（4面共）・外部仕上表（材質・色彩） ◎街づくり協定書第9条に基づく届出用紙の写し

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

年度 鳥取市街なみ整備事業補助金実績報告書

鳥取市長 様

報告者 住 所  
氏 名  
連絡先

年 月 日付けで事業認定を受けた標記事業については、下記のとおり事業が完了したので、鳥取市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補 助 金 名	年度 鳥取市街なみ整備事業補助金（整備改善）
補助金申請額	金 円
補助対象金額	（金 円）
消費税の取り扱い	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
建 物 等 種 別	家屋・倉庫・車庫・門・塀・生け垣・その他（ ）
整 備 内 容	新築・増築・改築・修繕・模様替え
事業実施場所	
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
施 工 業 者 名	
添 付 書 類	◎契約書又はこれに準ずる書類（写し） ◎領収書又はこれに準ずる書類（写し） ◎工事写真（施工前、施工状況、完成） ◎補助対象事業の内容等に変更があった場合は、変更内容の分かる書類

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

年度 鳥取市街なみ整備事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取市街なみ整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
  - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入 れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分	非課税仕入 れ	合計

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法